



2016年5月12日

各位

会社名 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
代表者 取締役社長 鈴木 篤
(コード番号：8242 東証第1部)
問い合わせ先 広報部長 高橋 正明
(TEL 06-6367-3181)

定款一部変更並びに役員人事及び代表取締役の異動に関するお知らせ

当社は、2016年3月24日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社第97期定時株主総会で承認されることを条件として、監査等委員会設置会社への移行を決議しておりますが、これに伴い、本日開催の取締役会において、定款一部変更および監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関して決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社は、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、その他所要の変更を行うものであります。なお、定款変更は第97期定時株主総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

取締役会決議	2016年5月12日
株主総会決議	2016年6月22日
定款変更の効力発生日	2016年6月22日

2. 役員人事に関する件

監査等委員会設置会社への移行にあたり、以下のとおり経営体制の見直しを行います。監査等委員会設置会社への移行後、当社の取締役会は、取締役12名（うち、監査等委員である取締役は4名）で構成され、そのうち社外取締役は4名（うち、監査等委員である取締役は3名）となりますので、取締役会における社外取締役の比率は3分の1となります。なお、役員の変動につきましては、2016年6月22日開催予定の当社第97期定時株主総会並びに引き続き開催する取締役会で正式に決定いたします。

【監査等委員会設置会社移行後の役員人事】

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者

氏名	新役職	現役職
鈴木 篤	代表取締役社長	代表取締役社長
荒木 直也	代表取締役	代表取締役
林 克弘	代表取締役専務執行役員	代表取締役専務執行役員
梶岡 俊一	取締役相談役	取締役相談役
八木 誠 (※)	社外取締役	社外取締役
角 和夫	取締役	取締役
四條 晴也	取締役	代表取締役
森 忠嗣	取締役常務執行役員	取締役常務執行役員

- ・監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職	現役職
小西 敏允	取締役 監査等委員（常勤）	常勤監査役
番 尚志 (※)	社外取締役 監査等委員	社外取締役
中野 健二郎 (※)	社外取締役 監査等委員	（新任）
石原 真弓 (※)	社外取締役 監査等委員	（新任）

※印は独立役員

- ・退任予定である役員

（2016年6月22日開催予定の株主総会の終結の時をもって退任予定）

氏名	現役職
千野 和利	取締役
内山 啓治	取締役
和田 裕	取締役
高井 英幸	社外監査役
高村 順久	社外監査役
室町 正志	社外監査役

- ・異動する代表取締役（2016年6月22日付）

氏名	新役職	現役職
四條 晴也	取締役	代表取締役

以上

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文の記載省略)</p> <p>(機関設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (条文の記載省略)</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠の監査等委員である取締役 (以下「補欠監査等委員」という。) を選任することができる。</u></p> <p>③ <u>取締役 (補欠監査等委員を含む。)</u> の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>④ <u>取締役 (補欠監査等委員を含む。)</u> の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総</p>

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会長・取締役社長等)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長・取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができる。</p> <p>② (条文の記載省略)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>第24条 (条文の記載省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第26条～第27条 (条文の記載省略)</p>	<p>会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会長・取締役社長等)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長・取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条～第28条 (現行どおり)</p>
--	---

<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (条文の記載省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第37条 (条文の記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条 (条文の記載省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第41条 (条文の記載省略)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第37条 (現行どおり)</p>
---	--

<p>第7章 計 算</p> <p>第42条～第45条（条文の記載省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>第38条～第41条 （現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p><u>（監査役の責任免除等に関する経過措置）</u></p> <p><u>平成28年6月開催の第97期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、会社法第426条第1項の規定による損害賠償責任の免除および会社法第427条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による前の定款第37条第1項および同条第2項の定めるところによる。</u></p>
--	--